

シリーズ 三郷学

〈三郷学の視点⑦〉

三郷学の実践

57. 自治基本条例の運用(条例施行から7年)

本市の憲法ともいえる「三郷市自治基本条例」は、平成21年6月に市議会の議決を経て市が制定し、同年10月から施行されています。施行にあたっては、条例のアクション・プランである「三郷市自治基本条例運用の考え方」を市民参加と職員参加を経て策定し、個々の施策・事業を展開してきました。

これまで、市民参加促進のための「参加手続の一覧情報」や「参加手法の考え方」の提供、地域の資源や社会の

変化を見据え市の将来を市民・学生・職員・学識者などみんなで考える「三郷学で構想するまちづくりワークショップ」や「三郷学講座」「三郷学フォーラム」等の開催、市民の皆さんのコミュニティ活動を支援する「地域づくりリーダー養成講座」の開催や「町会長等視察研修会」への支援に取り組んでいます。

市では、これらの取り組みを踏まえ、今年度から平成32年度までの5か年を計画期間とする「第2期三郷市自治基本条例運用の考え方」を策定し、「自治基本条例」の更なる運用を図るため、「三郷学講座」や「三郷学検定」の充実、そして望ましい「政策サイクルの再構築」などに取り組む予定です。

自治基本条例について **HP4696**

三郷学について **HP4275**